

公益社団法人日本水道協会関西地方支部事務局 公印規程

(趣旨等)

第1条 この規程は、公益社団法人日本水道協会関西地方支部事務局（以下「事務局」という。）の公印について、必要な事項を定め、公印の適正な管守を図ることを目的とする。

(公印の種類等)

第2条 公印の種類、寸法及び用途は、別表1のとおりとし、その印影は、別表2のとおりとする。

(公印の管守)

第3条 公印は、事務局で厳重に管守するものとする。

(公印の調製及び改刻)

第4条 公印の調製又は改刻は、事務局からの依頼に基づき、公益社団法人日本水道協会本部において行うものとする。

(公印の捺印)

第5条 公印は、当該文書の決裁完了後に限り捺印することができる。

2 公益社団法人日本水道協会関西地方支部事務局の組織及び運営に関する規程に定める事務局長（以下「事務局長」という。）は、捺印の代行者を予め定め、その者に捺印を代行させることができる。

(公印捺印の省略)

第6条 事務局長が、文書の性格上公印を省略しても差し支えないと認めたときは、公印の捺印を省略することができる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

公印	公益社団法人日本水道協会関西地方支部長之印
寸法	2.5cm × 2.5cm
用途	関西地方支部長名をもって発する文書等に使用する。

別表2

公益社団法人日本水道協会関西地方支部長之印

